

調査・研修等計画届出書

令和7年8月20日

瀬戸市議会議長 様

議員名 浅井 寿美

政務活動として、下記のとおり調査・研修等を実施いたします。

記

期 日	令和7年8月23日（日帰り）	
調査先・研修名	第16回生活保護問題議員研修会 「生活保護をあたりまえの権利に」	
会場名（会場所在地）	ポートメッセなごやコンベンションセンター3階	
調査・研修の目的 （今回の調査・研修に係る瀬戸市・自己の現状と課題を踏まえて）	食料品や生活必需品などが高騰し、生活に困窮する人々が増加している。生活保護の役割が高まる中、未だに、その利用には高いハードルがあり、本市でも自動車保有、扶養照会など課題が残されている。一方で、一歩ずつではあるが、生活保護行政を改善する取り組みも広がっている。最新の情報を共有し、生活保護をあたりまえの権利にしていくために何が必要かなどについて学ぶ。	
議長名の依頼	不要	依頼先（名称）
同行者名		

※行程表を添付してください。

調査・研修等報告書

令和 7年 9月 19日

瀬戸市議会議長 様

議員名 浅井 寿美

政務活動として、下記のとおり調査・研修等を実施したので報告します。

記

期 日	令和7年 8月 23日（日帰り）
調査先・研修名	第16回生活保護問題議員研修会 「生活保護をあたりまえの権利に」
会場名（会場所在地）	ポートメッセなごやコンベンションセンター3階
調査・研修の目的 （今回の調査・研修に係る瀬戸市・自己の現状と課題を踏まえて）	食料品や生活必需品などが高騰し、生活に困窮する人々が増加している。生活保護の役割が高まる中、いまだに、その利用には高いハードルがあり、本市でも自動車保有、扶養照会など課題が残されている。一方で、一歩ずつではあるが、生活保護行政を改善する取り組みも広がっている。最新の情報を共有し、生活保護をあたりまえの権利にしていくために何が必要かなどについて学ぶ。
調査先の事業の現状・課題 / 研修で学んだこと・キーワード等	
生活保護行政の自治体格差 生活保護制度は法定受託事務としてその実施運用には画一性が求められる。しかし実際の運用は、実施機関（自治体、福祉事務所）に裁量が委ねられていることもあり、実態として運用の自治体間格差がある。 県の監査は乱給防止に力点を置いているが、漏給防止を含め議員のチェック機能が期待されている。	
群馬県桐生市問題 2023年11月	

50代の男性受給者に対し、市側は毎日ハローワークへ通うことを条件に1日1000円ずつ支給している事実が告発された。男性は本来の生活扶助費(月額約7万円)の半額以下の3万円程度しか受け取れず、残額は市が保管するなどの違法対応が発覚した。

2023年11月末

桐生市では、2011年をピークに生活保護受給者数が半減(2011年度1163人→2022年度547人)

全国調査団の発足

現場での支援活動に根差した告発と、統計指標や行政運用に着目した問題提示が契機となり、違法、不適切な行政運用が明らかになった。

いのちのとりで裁判の勝利

最高裁勝訴の意義は大きい。生活保護費は日本の福祉制度の根幹であり土台となっている。ナショナルミニマムとして47の制度(就学援助など)に影響を及ぼす。

この裁判は、物価下落に基づいて減額を決めたデフレ調整の是非が争われた。それまでの消費水準均衡方式に代え、物価変動率を指標にしたことは専門的知見との整合性を欠き、裁量権の乱用があったとし、処分を違法とし、減額決定を取り消した。

宇賀裁判長は、原告らが「最低限度の生活の需要を満たす」ことができない状態を9年以上にわたり強いられてきたから、財産的損害の賠償では足りないとして慰謝料を認めたことは、最低生活の侵害を重視したものとして注目に値する。

しかし国は、謝罪するかどうかも含めて検討するとし、判決内容を踏まえた対応のあり方を審議する場を設けたが、この期に及んで最高裁の最終判断をどう審議するのか。

自動車利用の制限問題

地方における生活保護利用の最大の壁となっているのが自動車利用の制限である。生活保護行政では自動車の保有を原則認めていない。「自動車が無ければ生活できない」のに、「生活保護を受ければ自動車が使えない」なら、「生活保護か自動車か」の二拓になり、生活保護をあきらめることになる。これを改善することが、補足率の向上、ひいては生存権の実質的補償につながる。

しかし、国は令和4年に自動車利用を制限する事務連絡を出した。その後鈴鹿市の保護停止処分に係る提訴2件が起こったが、令和6年にどちらも処分取り消しと国家賠償を認めて判決が確定した。厚労省は令和6年12月に令和4年度の事務連絡の内容を事実上撤回する事務連絡を出した。

たとえ保有が認められても、維持費は保護費で賄うことになるので当然生活に影響する。生活保護の一時扶助として給付する制度の創設が必要となる。

調査先（主な質疑・応答内容） / 研修（受講後の感想）

令和6年から7年にかけて、生活保護行政を揺るがす大きな事件や裁判の判決が相次いだ。しかし生活保護についての市民の関心は、どちらかと言えば不正受給や自己責任論による生活保護バッシングに向いていると感じる。

命のとりで裁判として、基準額の引き下げに対する提訴が全国で起こり、9年間位に及ぶたたかひの集大成として、今年最高裁判決が出され、国の基準額引き下げが断罪された。また鈴鹿市では、自動車保有が認められず保護停止処分となった2例が争われ、共に処分取り消しと国家賠償が認められた。一方で桐生市で1日1000円をハローワークに行くことを条件として渡していたという前代未聞の生活保護行政が続いていたこと、愛知県内(瀬戸市も)で複数の自治体が財布の中身を確認していたことが明るみになり、保護行政の在り方の課題が突き付けられた。

生活保護はともすれば自分とは関係ないものとの意識があるが、実際には47もの福祉・教育政策の基準となっているナショナルミニマムとして機能することを知り、その意義を深く知るべきと感じる。

調査・研修の成果・考察

(瀬戸市への反映・自己の能力開発への寄与等)

現在、ケースワーカー1人に対し80人の受給者が上限となっているが、そもそも80人は多すぎて十分なケースワークができない状況が懸念される。また、自動車保有や扶養照会など、保護制度が捕捉率の低下につながるものになるなどの実態があると考えられる。

市民も、議員も、自治体職員も生活保護制度がすべての人々の社会保障の基礎となる制度であることを理解し、利用へのハードルを下げ、必要な人が安心して利用できる環境を整える仕事を行いたい。